

西宮市位置指定道路指導基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）について、関係法令による規定のほか必要な指導基準を定め、良好な市街地環境を形成することを目的とする。

(指定道路の幅員)

第2 指定道路の幅員は、第1図に示す方法によって測るものとし、原則4.5mを確保するものとする。ただし、開発区域全体が500㎡未満で、周囲の状況により土地利用上、安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

2 指定道路内に里道等の公有財産がある場合は、所定の手続きが完了すれば指定道路に含むことができる。

(指定道路の延長)

第3 指定道路が河川及び水路を介して他の道路に接続する場合、及び指定道路の中間を水路が横断する場合の延長は第2図に示すところにより、転回広場を有する場合は第3図から第8図に示すところによるものとする。

(電柱等の配置)

第4 道路内に電柱・カーブミラー等を設置する場合、当該施設は適切に配置し、道路有効幅員は4.0mを確保すること。

(転回広場)

第5 自動車の転回広場に関する基準は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 昭和45年建設省告示第1837号に規定する小型四輪車のうち最大なもの大きさは長さ4.7m、幅1.7mとし、自動車の転回広場は第3図から第8図に示すところによるものとする。
- (2) 指定道路の延長が50m以下の袋路状の道路にあつては、やむを得ない場合に限り、他の道路に接続する部分から35mを超える部分に自動車の転回広場を設けることができる。
- (3) 指定道路が水路を介して他の道路に接続する場合の延長は第9図に示すところによるものとする。

(隅切り)

第6 建築基準法施行令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により、隅切りを設ける必要がないと認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定道路が歩車道の区別のある道路の歩道部分に接続し、その歩道幅員が2m以上の場合。
 - (2) その他周囲の状況により特定行政庁が通行の安全上支障がないと認めた場合。
- 2 両側に隅切りを設けることが困難な場合は、片側に隅切りを設けるとともに、建築物の敷地、用途及び規模等により通行の安全上支障がないようにしなければならない。（第10図）
- 3 交差、接続または屈曲により生ずる隅角が60度未満の場合は、長さ2m以上の底辺をもつ二等辺三角形の隅切りを設けなければならない。（第11図）

- 4 指定道路が河川及び水路を介して他の建築基準法上の道路に接続する場合の隅切りは第 12 図に示すところによるものとする。

(階段を含む指定道路)

第 7 階段を含む指定道路について、建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 4 項ただし書の規定により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は次の各号に掲げる構造としたものとする。(第 13 図)

- (1) 指定道路の延長(階段状等で消防自動車が接近することができない既存道路に接続する指定道路にあっては、当該既存道路に消防自動車接近することができる道路に接続するまでの部分の延長を含む。)は、35m 以下とする。
- (2) 他の道路に接続する部分に奥行 2 m 以上の水平部分を設けるものとする。
- (3) 階段の構造は次の(イ)から(ニ)に掲げるものとする。
 - (イ) コンクリート、石等堅固で耐久性のある材料を使用する。
 - (ロ) 階段の蹴上げは 15cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。
 - (ハ) 高さが 3 m を超える場合にあっては、高さ 3 m 以内ごとに踏幅 2 m 以上の踊場を設けること。
 - (ニ) 建築物の敷地からの出入口に接する部分には、踏幅 2 m 以上の踊場を設けること。ただし、(ハ)に掲げる踊場に代えることができるものとする。

(排水施設及び放流先)

第 8 側溝は L 型側溝または U 型に蓋掛けの側溝とし、有効に道路面と一体利用できるものとする。

- 2 側溝及び下水管等の排水施設の設置については事前に流量の計算を行うものとし、溢水、滞水、漏水のおそれのない構造としなければならない。また、排水施設の放流先は公共の排水路またはこれに準ずる施設に有効に接続しなければならない。

排水管の会所は、排水管の起点、合流点、屈曲点に設けるとともに、排水管の内径の 120 倍をこえない範囲において設けなければならない。

(ごみ置場)

第 9 計画の宅地から排出されるごみの置場については、事前に関係課と協議を行い、交通や収集に支障のないよう計画しなければならない。

(位置指定道路の標示)

第 10 指定道路の起終点・屈曲点及び指定道路の区域を明示するうえで必要と認める位置に標示板を取り付けるものとする。なお、標示板の取り付けは、縁石等の天端に、ボルトまたは接着剤ではずれないように固定しなければならない。(第 14 図)取り付けが困難である場合は、金属鋲等の代替標示とすることができる。

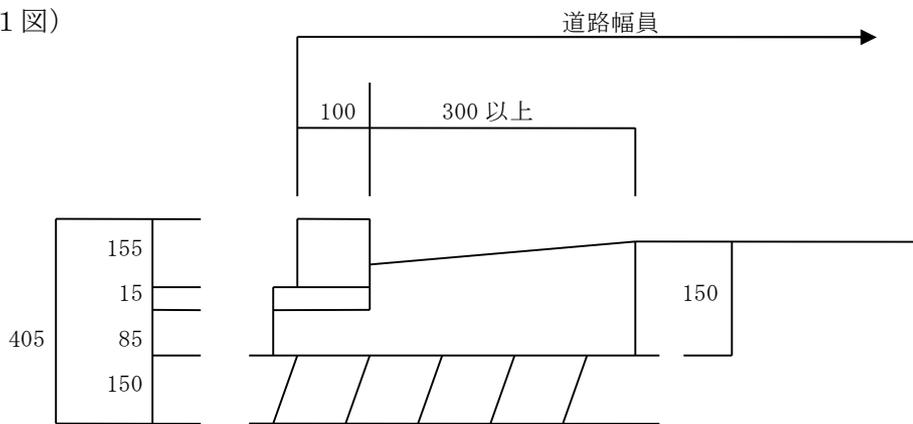
(維持管理)

第 11 指定道路の所有者及び管理者は自らの責任において常時に適法な状態に当該道路の維持管理をしなければならない。

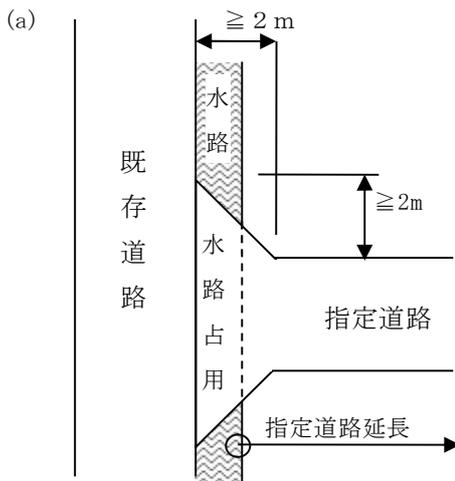
(指定道路の区分)

第12 指定道路敷地はその他の部分と区分して、分筆登記しなければならない。

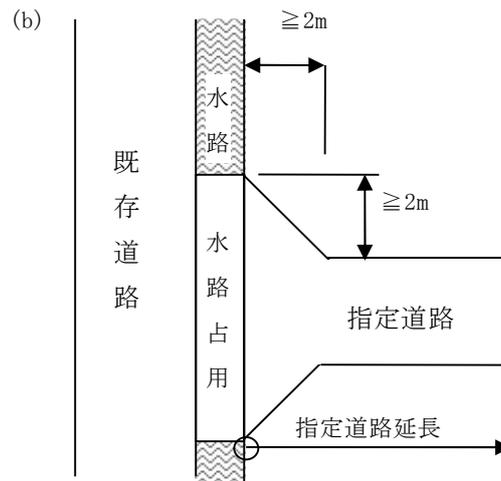
(第1図)



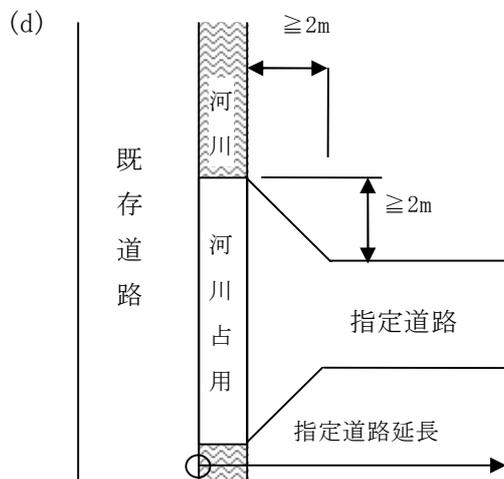
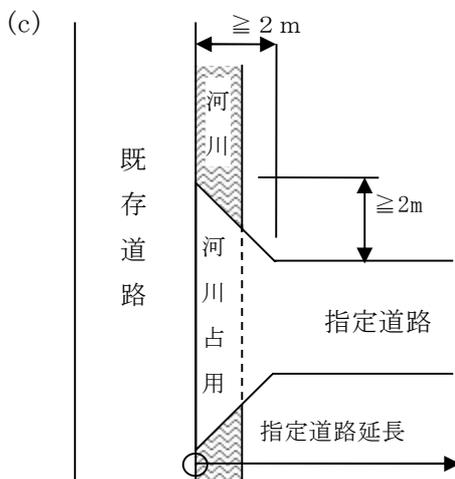
(第2図) [水路占用部分を含む場合]



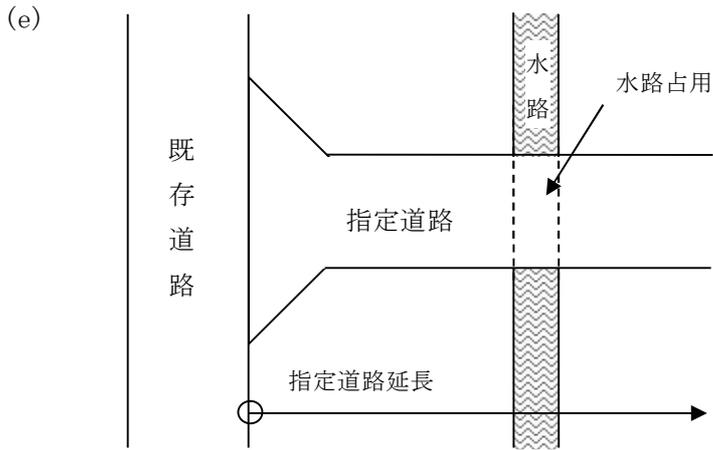
[水路占用部分を含まない場合]



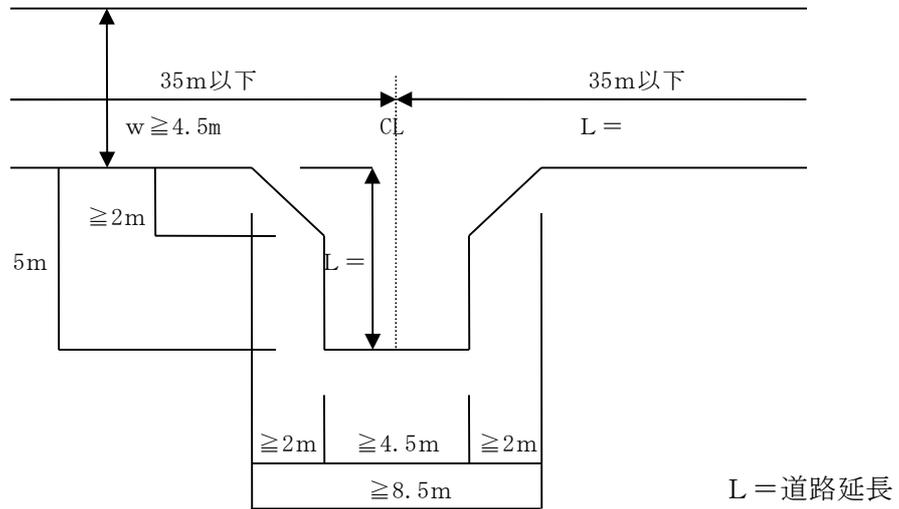
[河川占用部分がある場合]



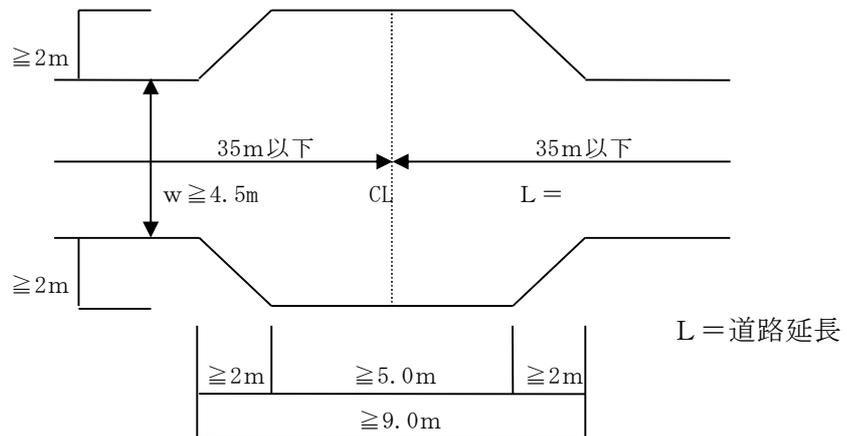
[水路が指定道路を横断する場合]



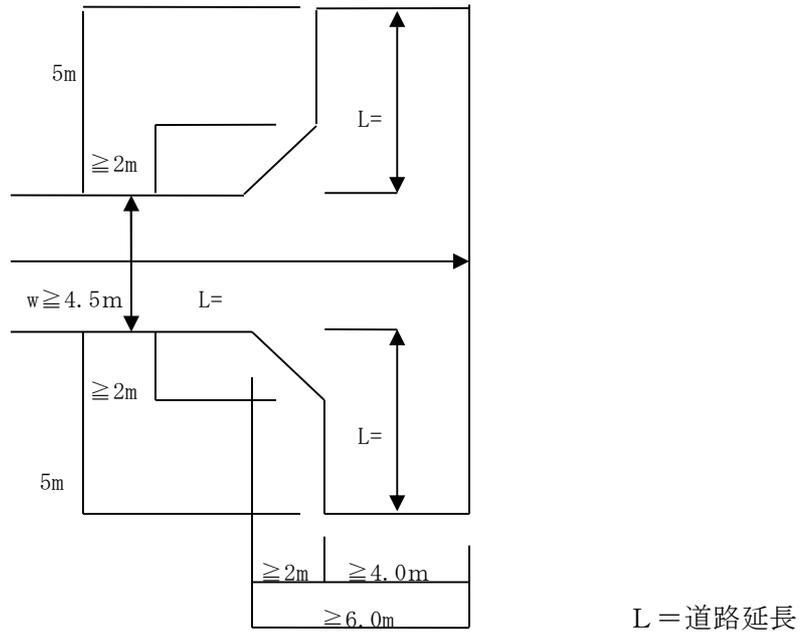
(第3図) [中間に設ける場合]



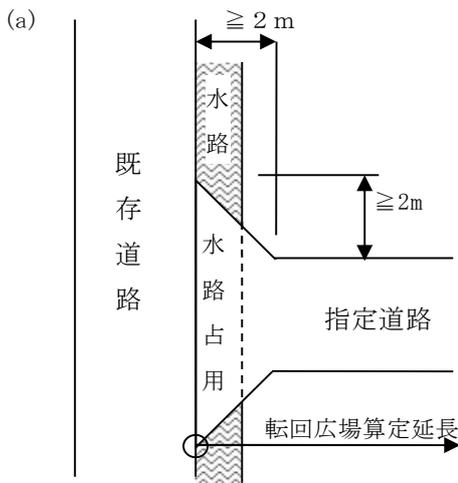
(第4図) [中間に設ける場合]



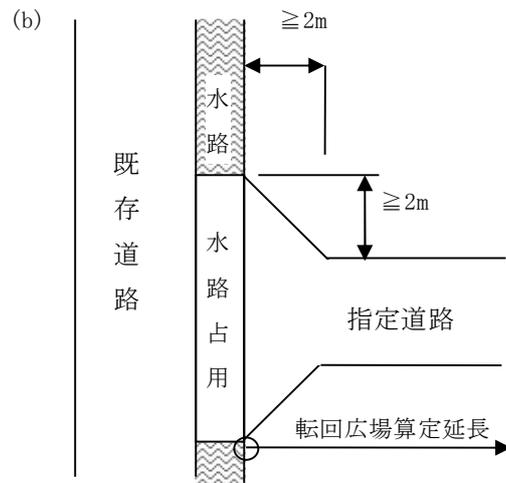
(第8図) [終端に設ける場合]



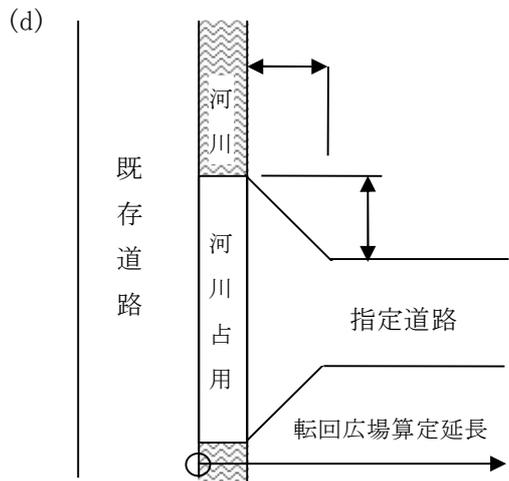
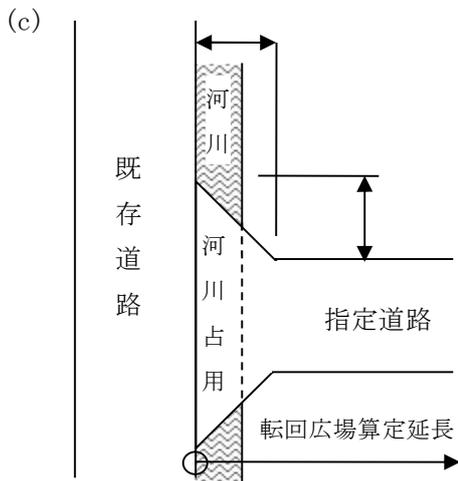
(第9図) [水路占用部分を含む場合]



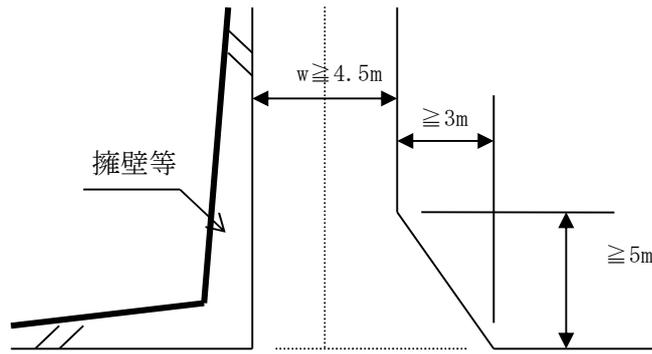
[水路占用部分を含まない場合]



[河川占用部分がある場合]

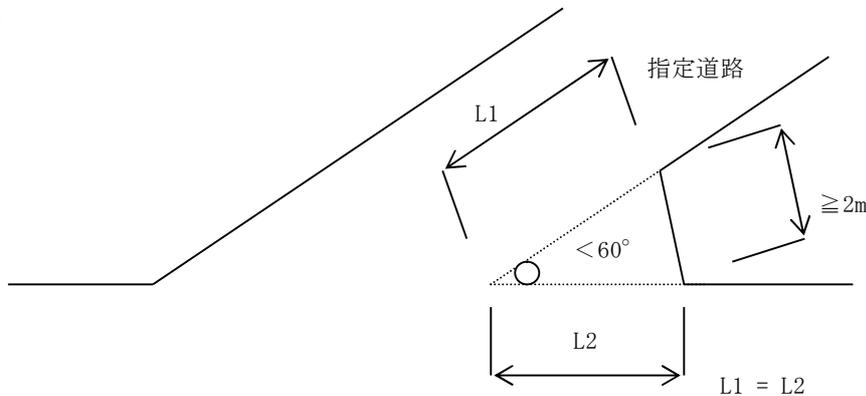


(第 10 図)



既 存 道 路

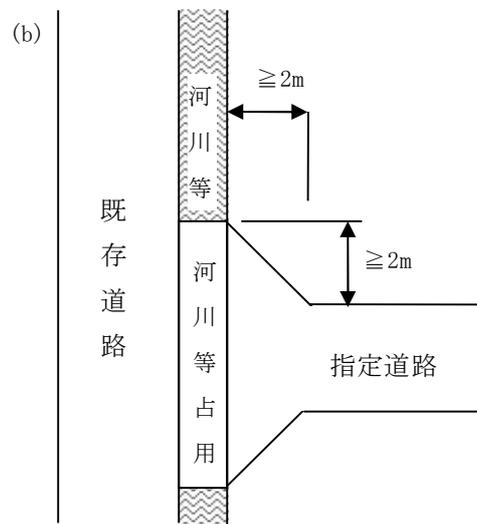
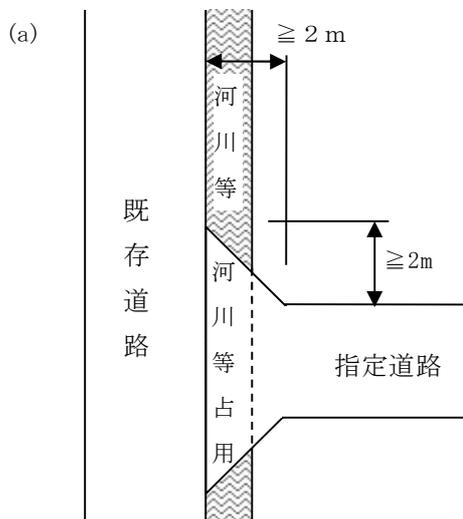
(第 11 図)



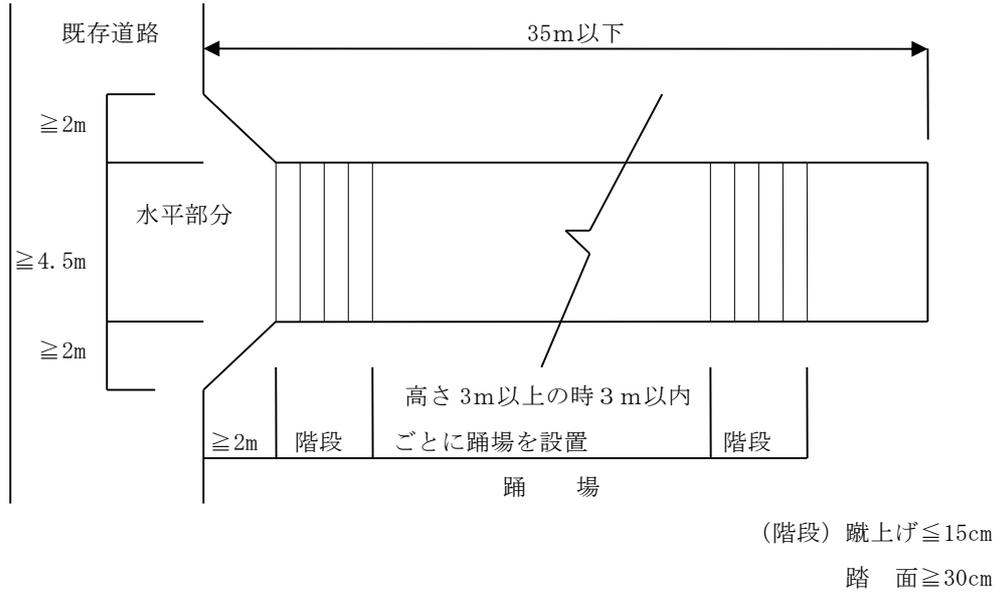
既 存 道 路

(第 12 図) [河川・水路占用部分を含む場合]

[河川・水路占用部分を含まない場合]

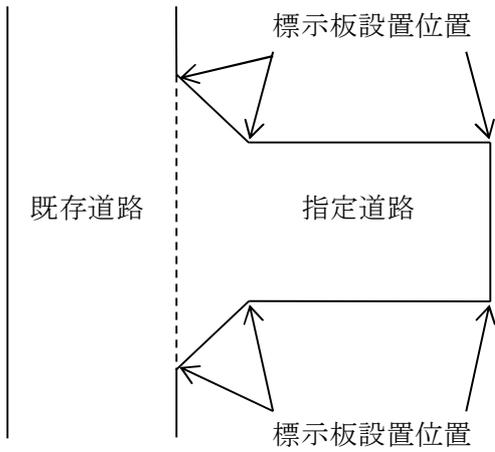


(第 13 図)

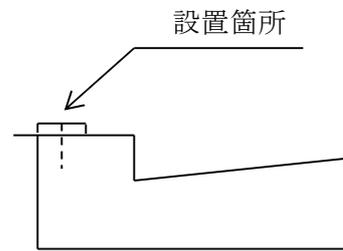


(第 14 図)

(a)



(b)



□関係条文 (抜粋)

(道路の定義) **建築基準法 42 条**

1 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4 m 以上のものをいう。

- ⑤ 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

(道に関する基準) **同法施行令 144 条の 4**

1 法 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋地状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。

イ 延長(既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が 35m 以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員 6 m 以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

- ② 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分の道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- ③ 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

- ④ 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りではない。

- ⑤ 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第 1 項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(道路の位置の指定の申請) 同法施行規則 9 条

- 1 法第 42 条第 1 項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副 2 通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(転回広場に関する基準) 【昭和 45 年建設省告示第 1837 号】

建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 道の中心線からの水平距離が 2 m をこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 2 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

(道路の位置の指定の申請) 西宮市建築基準法施行細則 12 条

- 1 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を申請しようとする者（以下「道路位置指定申請者」という。）は、当該計画について協議書（第 15 号様式）を提出し、事前に市長と協議しなければならない。
- 2 道路位置指定申請者は、前項の協議が整った後、道路の位置の指定申請書（第 16 号様式）の正本・副本にそれぞれ省令第 9 条に規定する地籍図（第 17 号様式）、承諾書（第 18 号様式）、道路の敷地となる土地の登記事項証明書及び土地所有権者等の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請が行われた道路の築造計画が適正なものと認めたときは、築造承認通知書（第 19 号様式）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けた道路位置指定申請者は、側溝、縁石その他工作物により道路の境界を明確にしなければならない。
- 5 道路位置指定申請者は、道路の築造が完了したときは、完了検査申請書（第 20 号様式）の正本・副本に市長が必要と認める図書又は書面を添えて市長に提出し、完了検査を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による検査の結果、道路が申請書のとおり築造されていると確認し、道路位置指定申請者から閲覧用の図書（第 21 号様式）が提出されたときには、道路の位置の指定を行い、指定通知書（第 22 号様式）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者にその旨を通知するものとする。

最終改定 平成30年9月

この要領のお問合せは、

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

TEL0798-35-3704

07の2に20210301